

令和 7 年度税制改正に伴う変更点（先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例）

項目		旧制度（R7. 3. 31～）	新制度（R7. 4. 1～）
適用要件		①設備の取得前に先端設備等導入計画の認定を受けること ②計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均 3 % 以上向上すること	同左 <u>（ただし、令和 7 年 4 月 1 日以降、新様式で申請し、認定を受ける必要があります）</u>
設備の要件		投資利益率が年率 5 % 以上の投資計画に記載された設備 【投資利益率】 $\frac{\text{（営業利益＋減価償却費）の増加額}^{\ast}}{\text{設備投資額}}$ ※設備の取得等をする翌年度以降 3 年度の平均額	同左
対象設備・ 金額要件等	機械装置	1 台 160 万円以上	同左
	工具	1 台 30 万円以上	同左
	器具備品	1 台 30 万円以上	同左
	建物附属設備	1 台 60 万円以上	同左
特例率		<u>1/2（3 年間）※賃上げに関する要件あり</u>	<u>1.5%以上の賃上げ方針表明有り：3 年間 1/2 に軽減</u> <u>3.0%以上の賃上げ方針表明有り：5 年間 1/4 に軽減</u> <u>※賃上げ方針表明無しの場合は特例措置無し</u>
適用期限		令和 7 年 3 月 31 日までに取得した資産	<u>令和 7 年 4 月 1 日以降、令和 9 年 3 月 31 日までに取得した資産</u>

○賃上げ割合の計算方法

$$\frac{\text{【A】} - \text{【B】}}{\text{【B】}}$$

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度※又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

※令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額